

広島県告示第四百三十八号

広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）別表第二の規定により、広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百三十二号（広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

陸上競技場													区	分	単	位	利用料金の範囲																											
出発合図用黒板	一個につき 一回当たり	九〇円以内	槍	一本につき 一回当たり	六〇円以内	円盤	一個につき 一回当たり	六〇円以内	砲丸	一個につき 一回当たり	六〇円以内	ハンマー	一個につき 一回当たり	一〇〇円以内	表彰台	一台につき 一回当たり	一八〇円以内	スターター台	一台につき 一回当たり	一八〇円以内	周回表示器	一台につき 一回当たり	二二〇円以内	ハードル	一台につき 一回当たり	八〇円以内	三、〇〇〇メートル障害ハードル	一式につき 一回当たり	九六〇円以内	風向風速計（中浅式）	一個につき 一回当たり	四四〇円以内	〃 （デジタル式）	一個につき 一回当たり	七一〇円以内	温度計・湿度計	一個につき 一回当たり	六〇円以内	トラック標識旗	一組につき 一回当たり	一〇〇円以内	踏切板（ファール判定ゴム板込）	一式につき	六〇円以内

ハンマー吊台	砲丸置台	円盤置台	投てき距離標識	槍立て台	ポール置台	決勝柱	棒高跳用支柱	走高跳用支柱	ビーチパラソル	選手用長椅子	マラソン用器具	役員席用机	運搬車	棒高跳用バー	走高跳用バー	棒高跳用マット	走高跳用マット	バー上げ器	み)
一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一式につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり	一回につき 一回当たり
一八〇円以内	一八〇円以内	一八〇円以内	八九〇円以内	一八〇円以内	一八〇円以内	六〇円以内	三六〇円以内	一九〇円以内	一二〇円以内	五〇円以内	八九〇円以内	五〇円以内	二五〇円以内	五〇円以内	五〇円以内	八九〇円以内	五三〇円以内	五〇円以内	

健康スポーツセンター			球技場																
アリーナ																			
冷暖房設備	電光得点表示盤	仮設ステージ台	照明設備		冷暖房設備		照明設備					テント	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)	電光掲示盤		光波距離計	写真判定装置	スターティングブロック	
			全点灯	五〇%点灯	会議室	大会議室	全点灯	七五%点灯	五〇%点灯	二五%点灯	一五%点灯			一帳につき 一回当たり	一式につき 一回当たり				一日につき
一時間につき	一回当たり	一回につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一回当たり	一回につき	半日につき	一時間につき	一回当たり	一回につき	一回につき	
五、一〇〇円以内	二、三〇〇円以内	二八〇円以内	三、六〇〇円以内	二、一〇〇円以内	一五〇円以内	二八〇円以内	二七、八〇〇円以内	二二、一〇〇円以内	一四、四〇〇円以内	八、三〇〇円以内	四、三〇〇円以内	一五〇円以内	八、〇〇〇円以内	一八、九〇〇円以内	二、六〇〇円以内	四、二〇〇円以内	二、一〇〇円以内	五、八〇〇円以内	六〇円以内

共通	冷暖房設備		全点灯	一時間につき	一九七、五〇〇円以内	
	スコアボード一式	一室一時間につき	一五〇円以内			
電気設備	バッテリーゲージ	ピッチングゲージ	トスゲージ	移動式ネット	一回につき	二、二〇〇円以内
					一回につき	四、四〇〇円以内
					一回につき	二八〇円以内
					一回につき	四二〇円以内
シャワー設備（温水）	一回につき	一人につき	一回につき	一回につき	一、五〇〇円以内	
					一回につき	二八〇円以内
					一回につき	四二〇円以内
					一回につき	四二〇円以内
拡声装置	一回につき	一人につき	一回につき	一回につき	一五〇円以内	
					一回につき	二八〇円以内
					一回につき	四二〇円以内
					一回につき	四二〇円以内

備考

- 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合はいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合はいう。
- 二 この表の電気設備の利用料金の範囲は、器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金の範囲をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の設備の取付け及び操作は、利用者において行うものとする。
- 四 共通項目のシャワー設備（温水）の利用料金の範囲については、温水プール及び野球場使用については、適用しない。